

北 斗 市 行 政 改 革 大 綱

平 成 1 9 年 2 月

はじめに	(1)
行政改革を推進するにあたっての基本的な視点	(1)
計画期間	(2)
推進体制	(2)
市民とのパートナーシップの視点からの行政改革	(3)
〔市民との協働〕		
地域協働の推進	(3)
市民参加の促進と協働への仕組みづくり	(4)
市民サービスの向上と業務の効率化の視点からの行政改革	(5)
〔外部委託等の推進〕		
外部委託の推進	(5)
指定管理者制度	(6)
P F I (Private Finance Initiative) 手法の適切な活用	(7)
電子自治体の推進	(7)
市民の暮らしを支える組織の視点からの行政改革	(7)
〔市民のための職員集団の形成〕		
市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	(8)
定員管理及び給与の適正化	(8)
人材育成の推進	(9)
市政運営の公平・公正の視点からの行政改革	(10)
〔歳出の効率化と適正な住民負担〕		
自主性・自立性の高い財政運営の確保	(10)
自主財源の確保	(12)
地方公営企業等の経営健全化	(12)
公共工事のコスト縮減	(13)

はじめに

地方分権の進展によって、地方の自主・自立が強く求められ、また、国、地方を通じた厳しい財政状況を背景とした三位一体の改革により、北斗市の行財政についても大きな転換期にあります。

また、本市は地域の英知を結集し合併によって昨年2月に誕生し、市役所は住民に最も身近な行政組織としてますますその役割が大きくなるとともに、行政の簡素・効率化、職員の資質の向上が求められています。

このようなことから、新たなまちづくりに向けた市民からの負託に応え、さらには、分権時代に対応し得る強固な行財政基盤をつくり上げるため間断なく行政改革に取り組む必要があるものであり、本大綱を策定し、行政のあり方も含め今後の方針を示して行政改革を推進してまいります。

行政改革を推進するにあたっての基本的な視点

新たな北斗市を創るため、これまでの先人の努力を礎とした地域産業の振興と人材の育成などをまちづくりの柱としつつ、今後の行政運営においては「市民との協働による行政運営」が重要となってまいります。

このことから、「市民本位の協働」と「市民の暮らしを支える行政」を確立するため、『新たな風土<地域・組織>を構築し、市民本位の協働へ』を目標に掲げ、改革行程とその進捗状況について、市民と情報を共有し、行政改革に取り組んでまいります。

このような基本的な視点のもと、効率的で機能的な行財政運営と住民サービスの向上を図るため更なる行政改革を推進し、業務の改善と歳出全体の効率化とともに職員の意識改革を進めます。

さらには、地方分権の進展により、行政の役割については選択と集中が求められており、今後の公共サービスの提供は、パートナーシップによる市民団体や民間事業者などを含めた多様な実施主体による展開も必要であります。また、このためには、市民との情報の共有化を進め、行政の説明責任を果たさなければなりません。

このようなことから、基本的な視点の下に相互に関連する次の4つの具体的な視点を掲げ、行政改革の推進方針を明確化し、それぞれの実現と相乗的な効果の創出を図り、北斗市としての新たな体制づくりを行います。

- 1．市民とのパートナーシップの視点〔市民との協働〕
- 2．市民サービスの向上と業務の効率化の視点〔外部委託等の推進〕
- 3．市民の暮らしを支える組織の視点〔市民のための職員集団の形成〕
- 4．市政運営の公平・公正の視点〔歳出の効率化と適正な住民負担〕

なお、合併による暫定的な位置付けの事務事業を対象とする場合は、合併後の状況変化を踏まえて検討してまいります。

計画期間

本行政改革大綱の計画期間は、合併後の行財政運営の諸課題等を考慮し、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とします。

また、前・後期（各5年間）に分けた「行政改革実施計画（前期・後期）」を策定し、具体的な取り組みを進めます。

推進体制

推進体制

行政改革の推進にあたっては、庁内に設置している「行政改革推進本部（本部長：市長）」を中心とし、行政改革に取り組みます。

進行管理

実施計画に関する進行管理を行うため、市民委員等による行政改革推進会議を設置し、実施状況や目標達成度を毎年度検証するとともに、必要に応じて実施計画の見直しをしてまいります。

進行状況の公表

実施計画の工程と進行状況は、前期・後期として各5年間の取り組みを市のホームページや広報誌などを通じて市民に公表してまいります。

北斗市ホームページ（行政改革について）

<http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/gyokaku/default.html>

1. 市民とのパートナーシップの視点からの行政改革〔市民との協働〕

新たな地域風土の構築には、協働のまちづくりの推進が重要であり、旧両町では、町内会を主体とした地域協働の実践がなされてきた地域風土があります。今後も、地域の一体感の醸成を図り、より広範囲に「市民本位の協働」へと発展してゆかなければなりません。

そのため、市民と情報を共有できる環境をつくり、市民の自主的な公益活動への行政の支援を行うとともに、行政に市民が意見や提案を行うなどの市民参加を促進し、行政と市民等（市民・団体・企業等）が自らの責任のもとに対等の立場で役割を分担する協働のまちづくりに取り組みます。

このように、地域の主体的な取り組みに行政が必要な支援を行い、行政活動に「市民等ができることをできる範囲で参加する」ことを具体化することで、地域を構成する市民等が、それぞれの立場から広くまちづくりに参加・協力し、連携を深める地域協働をめざし、次の具体的な方針による取り組みを進めてまいります。

具体的な方針

地域協働の推進

ア 市民との情報の共有化

市民との信頼関係を築くため、分かりやすさに配慮した情報の発信と多様な広聴機会を確保・充実し、市民との情報の共有化を図り、市民と行政との地域協働を推進します。

イ 市民活動への支援

地域を構成する市民・団体・企業などと行政が役割を分担・協力し合い、地域課題へ柔軟に対応し、解決する仕組みでもある協働のまちづくりを目的とした支援制度を整備します。

ウ 町内会活動との連携

町内会活動は、市民に身近な自治組織として重要な役割を担っていることから、町内会活動との連携を強化するとともに、職員の地域担当制を導入し、本年から市内全域での組織化に向けて取り組みが始められている地域ブロック協議会に人的な支援等を行います。

また、市民一人ひとりが地域の一体感と主体性を高めていくことが大切であることから、広く市民が、地域活動を通じて町内会活動などのコミュニティの重要性と理解を深めることのできる取り組みを進めます。

地域ブロック協議会とは、市内をいくつかの地域に分け、それぞれの町内会を構成団体として、相互連携を深めるとともに、地域の特性と主体性を発揮するための地域組織です。

市民参加の促進と協働への仕組みづくり

市民参加を促進し、地域の活力を生かした地域協働の取り組みを進める枠組み整備のため、外部委託等の効果的な活用の検討を行なうなど協働への仕組みづくりを検討してまいります。

< 検討事項 >

- ・効果的な協働の枠組み、協働目的を重視する業務など
- ・受託団体の把握・育成など

地域協働は、市民や地域が可能な範囲で公共の役割を分担するものであり、地域に理解されるものでなければならないことを十分に踏まえながら進める必要があると考えています。

2. 市民サービスの向上と業務の効率化の視点からの行政改革〔外部委託等の推進〕

少子高齢化の進展等によって「公共」の範囲が拡大し、公共サービスの質の確保に果たす行政の役割は極めて重要になっております。

また同時に、行政には業務の効率化と組織の簡素化が求められており、民間活力の導入などを図り、行政は行政でなければ対応し得ない業務に重点を置いてゆかなければなりません。

このことから、公共サービスの質の確保と業務の効率化を進める手法として、外部委託等(指定管理者制度も含む)を推進することが効果的であり、業務の特性に応じて、市民の理解を得られる適切な手法を選択してまいります。

また、既存の委託業務も含め外部委託等の推進にあたっては、サービスの質の維持・向上と業務の効率化のため、必要に応じて執行方法の見直しを行ない、外部委託による行政の管理・監督責任についても明確化してまいります。このため、次の具体的な方針による取り組みを進めてまいります。

具体的な方針

外部委託の推進

ア 外部委託による効率化

施設の管理運営における人的役務の提供業務など、行政が必ずしも担う必要のない定型的な業務は、地域にあった実施主体による外部委託の推進により、業務の効率化と簡素化が図られ、定員削減効果も見込まれることから、定員適正化計画との整合性を図りながら取り組みを進めます。

また、既存の委託業務も含めて、外部委託による効率化の効果を高め、競争性を確保するため、次により執行方法の見直しを進めます。

< 外部委託の執行方法の見直し >

- ・ 業務仕様（内容）の標準化、委託業務の包括化による効率化の向上や競争性の確保
- ・ 長期継続契約による効率化の向上

イ 行政責任の明確化

外部委託における公共サービスの質を確保するため、行政は管理・監督責任を適切に果たさなければなりません。

このため、外部委託に関する安全性の確保や協働の枠組み整備など、様々な課題を整理し、具体的な方針を示して外部委託の推進に取り組みます。

また、新たな外部委託を行う場合は、直営と外部委託によるコスト比較や効果、サービスの維持・向上などの市民への情報提供を行ってまいります。

指定管理者制度

公の施設の管理は、施設の特性を最大限に引き出す管理手法の選択及び決定、見直しを常に行う必要があることから、次のような分析・検討を行ない、指定管理者制度の導入など、適切な施設運営を計画的に推進します。

< 分析や検討を行う事項 >

- ・ 施設利用実態と管理コストの分析
- ・ 利用者ニーズの把握と利便性の向上
- ・ 指定管理者の審査手法の確立

指定管理者制度の導入にあたり、直営方式との比較検討の結果と、導入後における定期的な評価についての公表の仕組みを整備します。

P F I (Private Finance Initiative) 手法の適切な活用

公共施設等の整備促進については、民間資金等の活用による P F I 手法の選択も含め様々な手法を検討し、効率的かつ効果的に行います。

電子自治体の推進

I T〔情報通信技術〕を活用した電子サービスの拡充とサービスの提供手段の多様化による市民の利便性の向上に努め、電子自治体の推進に取り組みます。

また、情報セキュリティの向上と効率的な保守管理のため、常に最善の対策を講じてまいります。

なお、業務の効率化に I T を活用する場合は、既存業務を個別システムへと置き換えるだけでなく、サービスの向上と効率化の観点から既存の業務形態を見直し、再構築するための活用を進めます。

3 . 市民の暮らしを支える組織の視点からの行政改革〔市民のための職員集団の形成〕

行政組織は、市民の暮らしを支える組織として、公共サービスの向上と市民の満足度を高めなければなりません。

また、各種行政課題に迅速かつ的確に対応し、かつ市民にとってわかりやすく、利用しやすい簡素で効率的な組織でなければなりません。

このことから、職員個々の責任の明確化と行政処理能力の向上を図り、意思形成過程が簡素化された組織編制とするなど、地方分権のさらなる進展を担う行政組織の構築をめざし、次の具体的な方針による取り組みを進めてまいります。

具体的な方針

市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

ア 簡素で効率的な組織

市民ニーズへの迅速な対応をはじめ、グループ制による業務の執行体制をいかし、効率的で機動的な組織とします。

イ 個々の職員の責任と権限の明確化

地方分権のさらなる進展へ対応するため、職員個々の責任と権限の明確化と行政処理能力の向上を図ります。

ウ より優れた組織機構への再編

簡素で効率的な行政運営の実現のため、合併協議を踏まえて、組織全体の継続的な見直し・再編を行います。

組織の再編にあたっては、より市民にわかりやすく、利用しやすい、より優れた組織機構へと計画的な再編を行います。

定員管理及び給与の適正化

ア 定員管理の適正化

毎年の退職者数の3分の1程度の新規補充を目安とした適切な定員削減を進め、簡素で効率的な行政運営体制をめざします。

< 削減の目標値 >

平成22年4月1日時点の職員数 252人

(削減率: 13.7%、削減数: 40人)

平成28年4月1日時点の職員数 215人

(削減率: 26.4%、削減数: 77人)

比較は、全国の集中改革プラン(行政改革の集中的な取り組み)のスタート時点(H17.4.1)における職員数292人(合併前の旧両町の職員数)と比較しています。

また、今後10年間の年次目標を示した定員適正化計画についても策定・公表する予定です。

定員適正化計画による職員数の状況（5年間）

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H22.4.1
新規採用	1人	0人	1人	4人	3人	5人	現在の 職員数 252人
退職者	6人	7人	14人	8人	18人	17人	
年 度 末	286人	279人	266人	262人	247人	235人	

イ 給与の適正化

旧両町の給与制度・運用の相違は、次のとおり適正化・統一化を図ります。

- ・特別昇給の運用等による相違号俸の均衡化
- ・住居手当の適正化（国公準拠）
- ・管理職手当の支給率の統一
- ・期末勤勉手当にかかる役職者加算率の統一

さらには、人事院勧告に基づく新たな給与・人事制度の適正な運用を進め、超過勤務手当の縮減への取り組みと特殊勤務手当の定期的な見直しを行ないます。

ウ 定員・給与等の状況の公表

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、総務省が作成した全国統一の給与等公表システムにより、北斗市の定員、給与、福利厚生等の状況を公表します。

人材育成の推進

ア 人材育成方針の確立

職員の可能性と能力を最大限に引き出し、よりきめ細かな行政サービスと簡素で効率的な行政運営を進めるため、人材育成方針を定め取り組みを進めます。

イ 人事評価システムの導入

能力・業績を適切に処遇に反映する人事評価制度の導入を図り、総合的な職員の人材育成に取り組み、新たな組織風土を築きます。

4. 市政運営の公平・公正の視点からの行政改革〔歳出の効率化と適正な住民負担〕

地方分権のさらなる進展、三位一体改革などにより、地方公共団体の行財政における裁量権の範囲は拡大しております。また、公共サービスは、市民の負担と選択により提供されることから、市民に分かりやすい財務情報の提供を図り、透明性の向上と公平・公正の確保に努めます。

また、行財政運営の基本姿勢である「最少の経費で、最大の効果」を徹底するため、財政分析に基づいた財政計画の策定と各種数値目標の導入に取り組み、あらゆる歳出の効率化と施策の重点化を図るとともに、継続的かつ組織的に事務・事業の見直しに取り組んでまいります。

さらには、今後、自主財源の重要性が益々高まることから、市税をはじめとする各種使用料などの収納率の向上に取り組み、積極的かつ効果的な対策を講ずるとともに、受益者負担の一層の適正化を図ります。

このため、次の具体的な方針による取り組みを進めてまいります。

具体的な方針

自主性・自立性の高い財政運営の確保

ア 経営型の財政運営へ

各種財政指標に関する数値目標を盛り込んだ財政計画の策定と、貸借対照表、行政コスト計算書等を整備・活用し、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の抑制により財政の健全化に努めます。

また、財政面における裁量権の範囲の拡大にあわせて、より自主性と自立性の高い財政運営を行い、財政運営を従来の「管理型」から「経営型」へと転換を図ります。

なお、当面、歳入は税源移譲に伴う市税の増収が見込まれるものの、新型地方交付税や国庫補助負担金の廃止・縮減などが予想され、

また、歳出では、都市基盤整備や福祉関係費、公債費等の増加要因などにより、引き続き厳しい財政状況になるものとの判断から、次のような取り組みを実施します。

- ・各事業の均整や重要性、効率性を十分に検討して必要な事業を実施します。
- ・規定経費の洗い直しを徹底します。
- ・扶助費は、サービスの範囲や水準などを検証します。
- ・各事業の緊急度や重要度の観点から必要な事業を実施します。
- ・市債発行の目標額を設定し、将来の公債費の負担増を招かないようにします。

イ 財政状況の公表

行政は、市民の負託を受け、税等による負担を求めながら、様々な公共サービスを提供しており、行政活動に要するコストを明らかにするため、公営企業会計等を含めた連結バランスシートを作成・公表します。

ウ 事務事業の見直しによる歳出の効率化

歳出全体の効率化による経費の節減合理化等と施策の重点化を図るため、義務外負担金を含む全ての事務事業について、社会情勢の変化、サービス水準の適正化（市民の満足度）、費用対効果及び受益者負担の適正化の視点からの見直しに取り組みます。

このため、適切かつ効率的な手法を活用し、「どこが実施主体として行うべきか」「実施する必要があるか」を考慮した事業の整理・再編を行います。

また、国民健康保険事業は、収支の改善が必要な状況であり、適切な負担の見直しと歳出の圧縮に計画的な取り組みを進めます。

自主財源の確保

ア 市税等の徴収率の向上

税源移譲により、自主財源の重要性が益々高まること、また市税等の納付義務の履行は公平性の基本であり、受益者負担の適正化でもあることから、納付環境の向上に努めるとともに、全庁的な対策を講じて歳入の確保に取り組みます。

収納率の向上をはじめ、担税力のある未（滞）納者への対策の強化が急務であり、徴収に関する全庁的な目標管理の導入、債務等の履行に関する保証人の適格性の調査や可能な場合は新たに保証人を設定することの検討、さらには、収入未済額の状況に関する市民への情報提供を検討してまいります。

イ 納付相談業務の充実

市の賦課決定の多くが、前年所得を算出基礎としていること、近年の雇用状況の厳しさを考慮すると、納付遅延者の状況等を早期に把握することが、その後の対策においても効果的であることから、市税等の納付相談の充実と周知に努めてまいります。

ウ 公有財産の有効活用

公有財産の管理は、自主財源の確保の観点から有効活用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等によって未利用となる場合には、資産の売却も含めた管理手法の見直しなども検討します。

地方公営企業等の経営健全化

ア 公営企業等の経営健全化

公営企業等は、特定の受益を受ける者の負担を基本にサービスを提供していることから、民間的経営手法を導入し、経営の効率化・活性化を図り、経営の健全化に努めます。

まず水道事業は、長期的な水需要の推計と経営方針に基づき、事

務事業の見直し、民間委託の推進など、経営の効率化と健全化に取り組めます。

次に下水道事業については、面的整備の進捗状況にあわせて、法定による公営企業化をめざして検討を重ねてまいります。

なお、定員及び給与の適正化については、一般会計に準じた取り組みを行います。

イ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社は、今後においても、経済環境の変化に対応した効率的で健全な経営を行います。

公共工事のコスト縮減

公共工事については、実施方法の地域の実情や住民の視点を勘案し、国における「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」により、適切な設計単価、予定価格の設定等を行いコスト削減に取り組めます。

また、「公共工事の入札及び契約の適正の促進に関する法律」及び同指針により、入札手続の透明性と公平性を確保するとともに、社会経済情勢の変化に対応した適切な入札実施方法の検討・見直しを行ない、積極的にコスト縮減に取り組めます。

なお、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、公共工事の品質を確保します。